

【条例の定め】

福岡武道館条例第2条（利用の承認等）

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第3条から第6条まで及び第9条の規定は、福岡武道館の利用の承認等について準用する。この場合において、第3条中「福岡県教育委員会」とあるのは、「福岡県公安委員会」と読み替えるものとする。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第6条（利用の承認又は許可の取消し等）

管理者は、この条例に別段の定めがあるものを除くほか、次の各号の1に該当する場合は、第4条第1項の承認若しくは許可を取り消し、又は公の施設の利用を中止し、若しくは中止させることができる。

- (1) 利用者が、正当な理由がなく、使用料を納めないとき。
- (2) 利用者が、利用に関する規程若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により利用上の秩序をみだし、又はみだすおそれのあるとき。
- (3) 利用者が、公の施設を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。
- (4) 利用者が、第4条第3号各号のいずれかに該当するにいたつたとき。
- (5) 公の行事、改装工事その他の事由により県において施設の利用を停止する必要性が生じたとき。
- (6) その他公の施設の適正な運営管理を保つために必要があるとき。

第5号中の「公の行事」とは、県が行う戦没者追悼式や、災害発生時における公共の避難場所としての使用等をいう。

《参 考》

【福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第4条第3項各号】

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのある者
- (2) 風紀をみだし、又はみだすおそれがあると認められる者
- (3) 伝染性疾患がある者
- (4) 予定された利用者の数をこえることとなる者
- (5) その他利用させることにより、当該公の施設の設置目的に照らして、管理運営上支障があると認められる者
- (6) 公益を害し、又は害するおそれがあると明白に認められる者